

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども子育て支援関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

西海市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施、給付
②事務の概要	西海市では児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法による給付の支給等の事務を行っている。
③システムの名称	子ども子育て支援システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 収納消込システム、滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童基本情報ファイル、2. 個人課税履歴・世帯員情報ファイル、3. 調定・収納情報ファイル 4. 宛名基本ファイル 5. 収納履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表127の項 並びに子ども子育て支援法第20条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地域子ども・子育て支援事業の実務に関する事務」が含まれる項(155の項) (情報提供の根拠) : なし(子ども子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ --- ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	利用者権限を設定し、パスワードと顔認証等による2段階認証を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-1③システムの名称	子ども子育て支援システム 中間サーバ 団体 内統合宛名システム 収納消込システム	子ども子育て支援システム 中間サーバ 団体 内統合宛名システム 収納消込システム、滞納 整理システム	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	I-5②所属長	こども課長 山本 安幸	こども課長 浅山 康成	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成29年7月13日	II-1. 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成31年1月18日	I-5②所属長の役職名	こども課長 浅山 康成	課長	事後	項目名の変更による記載変更
平成31年1月18日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和8年3月2日	I-5 ①部署	保健福祉部 こども課	保健福祉部 こども家庭課	事後	項目名の変更による記載変更
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1.対象 人数	1,000人以上1万人未満 令和3年2月18日時点	1,000人以上1万人未満 令和7年12月4日時点	事後	評価の再実施に伴うもの
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数	500人未満 令和3年2月18日時点	500人未満 令和7年12月4日時点	事後	評価の再実施に伴うもの
令和8年3月2日	IV-4 特定個人情報ファイル の取り扱いの委託		十分である	事後	評価の再実施に伴うもの
令和8年3月2日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転		十分である	事後	評価の再実施に伴うもの
令和8年3月2日	IV-8 リスク対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施に伴うもの
令和8年3月2日	IV-8 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意 事項等を遵守している。	事後	新様式への対応
令和8年3月2日	IV-11 優先度が高い対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式への対応
令和8年3月2日	IV-11 対策は十分か		十分である	事後	新様式への対応
令和8年3月2日	IV-11 判断の根拠		利用者権限を設定し、パスワードと顔認証等 による2段階認証を行っている。	事後	新様式への対応